

年金最大0.6%目減り

23年度 増額も物価追い付かず

厚生労働省は20日、2023年度の公的年金額を発表した。

2022年度	23年度
6万4816円 + 1434円 → 6万6250円	
6万4816円 + 1234円 → 6万6050円	

68歳以上は1・9%増額すると発表した。物価上昇分(2・5%)に追いかず、実質的には0・6%の目減りとなる。67歳以下は2・2%の増額で、同様に0・3%の目減り。年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年4月に改定され、6月の受け取りから反映される。増額はともに3年ぶり。目減りは、少子高齢化に対応する年金改定が受けられた年

いでのことだ。ロシアのウクライナ侵攻などに伴う物価高騰の中、実質的目減りは嵩上げ世帯の家計にとっては痛手となる。

金額抑制の仕組み「マクロ経済スライド」が適用されただのだ。ロシアのウクライナ侵攻などに伴う物価高騰の中、実質的目減りは嵩上げ世帯の家計にとっては痛手となる。

68歳以上で見ると、自営業や無職の人らが加入する婦のモデル世帯の場合には、年金額の見直しは、68歳以上は物価の変動率、67歳以下は賃金の変動率を基に計算するため、改定率が異なる。

マクロ経済スライドの適用は20年度以来、3年ぶり。物価や賃金が下落する局面では適用されず、翌年度以降に持ち越すルールとなつており、23年度はこれまで見送られた分もまとめて適用された。

公的年金額の改定 公的年金は、現役世代が払った保険料などを高齢者への年金給付に充てる「仕送り」方式となっており、給付額は物価や現役世代の賃金の変動に合わせ、毎年4月に改定する。原則、物価や賃金が上昇すれば

増え、下落すれば減る。ただし、少子高齢化が進んでも給付水準を一定程度保てるよう、「マクロ経済スライド」という仕組みがあり、物価と賃金が上昇しても、給付額の伸びはそれよりも抑えるルールになつている。